

令和 5 年 9 月 29 日

教育委員会告示第 19 号

○胎内市立中学校再編検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 胎内市立中学校の再編について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、胎内市立中学校再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 中学校の再編に関する事項
- (2) その他中学校の再編に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中学校長
- (3) 小学校長の代表
- (4) 区長の代表
- (5) 学校運営協議会の代表
- (6) 保護者の代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。